

月十七日丁巳、授^ニ上總國從四位上勳五等玉埼神正四位下、同八年七月十五日癸酉、授^ニ上總國正四位下勳五等玉埼神正四位上、

託宣

古今著聞集云、延久二年八月三日、上總國一宮の御託宣に、懷姫の後既に三年に及ぶ、今明王の國を治むる時のぞみて、若宮を誕生すと仰せられけり、これによりて海濱を見ければ、明珠一顆ありけり、御正體に遠ふ事なかりける。

雜事

扶桑見聞私記廿五云、元暦元年正月八日、上總國一宮神主等申テ云、略外櫻盛也、廣常カ納一封ノ狀ヲ高紐ニ結付タリ、願書ニ云、敬白上總國一宮寶前云々、治承六年七月日、上總權介平朝臣廣常、

長柄郡一座 小

長柄は奈加良と訓べし、和名鈔、部名 長柄、假字上^シ式廿二、民部 拾芥抄、部名 長柄、○物國風土記殘缺云、上總國長柄郡、東限鳥飼山、西限狹田河、南限尾走、北限雄長谷川、○万葉集廿卷、天平勝寶七歲二月、相智造、筑紫諸國防人、云々、同月九日、上總國防人長柄郡上丁若麻績部羊、

橘神社

橘は太知波奈と訓べし、和名鈔、部名 橘、假字上^シ○祭神弟橘姬命、日本武尊、忍山宿禰、地名〇二

宮庄本納村に在す、同上^シ王手邊に當社は橘賣命の御攝^{ハシメシ}手邊と、體に語り傳ふと云り、例祭月日、○日本紀、景行天皇四十年十月、日本武尊進^ニ相摸^ニ欲^ニ往^ニ上總^ニ望^ニ海高言曰、是小海耳、可^ニ立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩而不可^ニ渡、時有^ニ從^ニ王之妾、曰^ニ弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓^ニ王曰、今風起浪急、王船欲^ニ沒、是必海神心也、願以^ニ妾之身、贖^ニ王之命^ニ而入^ニ海、言訖乃披^ニ闌入之、暴風即止、船得^ニ着^ニ岸、故時人號^ニ其海^ニ曰^ニ馳水^ニ也、○物國風土記殘缺云、橘神社、圭田二十五束七畝田、所^ニ祭住吉大明神也、符明天皇四年壬辰九月、始奉^ニ圭田^ニ加^ニ神禮、有^ニ神家巫戸等、連亂接るに、風土記住吉神を祭るの説は、橘小戸に顯れます由緒に依れるか、されば取捨し難きところあり、猶^ニよく考ふべし、

神位

三代實錄、元慶元年五月十七日丁巳、授^ニ上總國從五位上勳五等橘樹神正五位下、同八年七月十五日癸酉、授^ニ上總國正五位下福神正五位上、作橘

海上郡二座

海上は宇奈加美と訓べし、和名鈔、部名 海上、假字上^シ式廿二、民部 拾芥抄、部名 海上、○古事記、段代天善比命之子建比良烏命、上菟上國造等之祖也、○舊事紀、本紀、上海上國造、志賀高穴穂朝、天穗日命八世孫忍立化多比命定^ニ賜國造、

國圖を考るに、今は廢して市原郡となる、房總志料續篇に、或説に海上郡と市原郡とは、養老川を分界として、河北は市原郡にして、河南は古への海上郡なるべし、此郡西の方は都